

資料

1 玉野市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

1-1 設置要綱

（目的）

第1条 この委員会は、社会福祉法人玉野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域のあらゆる機関・団体と協働して、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを計画的にすすめるため、「玉野市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定する事を目的とする。

（設置）

第2条 地域福祉活動計画を策定するために玉野市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第3条 この委員会は次の業務を行う。

- (1) 地域福祉活動計画の策定及び推進に関すること
- (2) 地域福祉活動計画の調査及び啓発に関すること
- (3) その他、地域福祉の推進に関すること

（委員会の構成）

第4条 この委員会は、20名以内の委員で組織し、次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 本会役員
- (2) 行政・教育関係者
- (3) 関係専門機関・団体
- (4) 地域代表
- (5) 学識経験者

2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委員会の目的達成の日までとする。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる

(作業部会)

第7条 地域福祉活動計画の策定及び推進に必要な実務的事項の調査及び研究を行うため作業部会を置く。

(費用弁償)

第8条 委員会及び部会の会議に出席した委員には、費用弁償として日額 2,000 円(源泉所得税控除後の額)を、ただし学識経験者については日額 6,000 円(源泉所得税控除後の額)を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、委員長が策定委員会で協議して決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規程にかかわらず、会長が招集する。

1-2 委員名簿

(1) 策定委員会

	団 体 名	職 名	氏 名
1	川崎医療福祉大学 医療福祉学部	准教授	◎新井 宏
2	玉野市民生委員児童委員協議会	会長	藤原 正行
3	玉野市コミュニティ協議会	会長	○濱口 誠
4	玉野市愛育委員協議会	会長	岡崎 文代
5	玉野商工会議所	副会頭	宮原 一也
6	玉野市老人クラブ連合会	会長	中西 俊博
7	玉野市婦人協議会	会長	坪井 登美子
8	玉野市ボランティア連絡協議会	会長	山本 利夫
9	(社福)同仁会 のぞみ園	園長	濱川 雅夫
10	(社福)日輪会 特別養護老人ホーム宗玉園	施設長	立花 千恵子
11	岡山県身体障害者福祉連合会玉野支部	支部長	永井 美代子
12	玉野市母子寡婦福祉連合会	代表	寺井 美八子
13	玉野市栄養改善協議会	会長	浅野 聰子
14	玉野市民生委員児童委員協議会 主任児童委員会	会長	芳上 美紀
15	NPO 法人 円い空	施設長	坂屋 豊
16	玉野市PTA連合会	代表	香本 嘉彦
17	公募委員		池田 美知子
18	公募委員		南方 とよ子
19	玉野市保健福祉部	部長	池上 茂

◎委員長 ○副委員長

(2) 作業部会

	団 体 名	職 名	氏 名
1	玉野総合医療専門学校 介護福祉学科	学科長	◎五嶋 幹雄
2	玉野市民生委員児童委員協議会	副会長	和氣 信行
3	玉野市手をつなぐ育成会	会長	山岡 宏行
4	岡山身体障害者福祉連合会玉野支部	副支部長	藤本 清憲
5	岡山赤十字病院 玉野分院	課長	四方 克尚
6	NPO 法人 オアシス	理事長	大倉 和法
7	のぞみ家族会	副会長	豊田 勝彦
8	玉野市ホームヘルパー連絡協議会	代表	永山 小百合
9	玉野市グループホーム連絡協議会	会長代理	宮本 裕子
10	市民代表	東児地区	○井上 節夫
11	市民代表	玉原地区	小林 英機
12	玉野市保育協議会	会長	渚 左月
13	玉野市社会福祉事務所	社会福祉事務所長	梶田 亮治
14	玉野市健康増進課	主査	多田 由美子
15	玉野市住民子育て課	室長	木場 彰
16	玉野市市民活動支援課	主幹	五老海 正登

◎部会長 ○副委員長

2 東児地区福祉活動計画策定・推進委員会

2-1 設置要綱

（目的）

第1条 この委員会は、社会福祉法人玉野市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が東児地区において、地域のあらゆる機関・団体と協働して、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを計画的にすすめるため、「東児地区福祉活動計画」を策定及び推進する事を目的とする。

（設置）

第2条 東児地区福祉活動計画を策定するために東児地区福祉活動計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（業務）

第3条 この委員会は次の業務を行う。

- (1) 東児地区福祉活動計画の策定及び推進に関すること
- (2) 東児地区福祉活動計画の調査及び啓発に関すること
- (3) その他、地域福祉の推進に関すること

（委員会の構成）

第4条 この委員会は、20名以内の委員で組織し、委員の選任に当たっては、担当区域の市民の意見が適切に反映されるよう、配慮しなければならない。

2 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、委員会の目的達成の日までとする。

（会議の招集）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、委員長が委員会で協議して決定する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 9 月 30 日より施行する。
- 2 この規程による最初の会議は、第 6 条第 1 項の規程にかかわらず、会長が招集する。

2-2 委員名簿

	団 体 名	氏 名
1	東児地区コミュニティ協議会	◎井上 節夫
2	北方地区自治会	宮本 行一
3	東田井地自治会	川淵 敏彦
4	東児地区民生委員児童委員会	○和氣 信行
5	東児地区民生委員児童委員会	近藤 清昭
6	東児地区民生委員児童委員会	國西 博榮
7	東児地区愛育委員会	岡本 露子
8	東児地区愛育委員会	磯野 寿香
9	東児地区栄養改善協議会	藤原 博子
10	胸上漁協女性部	奥野 ミエ子
11	東児地区老人クラブ連合会	船着 新一
12	東児中学校PTA	山本 訓正
13	胸上小学校PTA	高畠 勝仁
14	鉾立小学校PTA	片山 弘子
15	玉野市消防団胸上分団	三宅 計正
16	玉野市消防団鉾立分団	杉野 和
17	東児おやじの会	大賀 俊光
18	東児地区保護司会	船着 哲夫
19	東児市民センター	小島 道義

◎委員長 ○副委員長

3 策定経過

平成 21 年度

月 日	項 目	内 容
5月18日	第1回 策定委員会	1. 委員長・副委員長の選出 2. 地域福祉活動計画の基本方針について 3. アンケート調査について 4. 各種団体ヒアリングについて
5月20日	第1回 作業部会	1. 部会長・副部会長の選出 2. 地域福祉活動計画の基本方針について 3. アンケート調査について 4. 各種団体ヒアリングについて
5月下旬～ 6月上旬	アンケート調査	対象：20歳以上の市民 2,000人 方法：郵送による調査票の配布・回収 回収率：41.8%
5月下旬～ 8月上旬	各種団体ヒアリング調査	対象：市内 19 団体 方法：事前に調査項目を示したシートを配布・回収し、回答結果をもとにインタビュー調査を実施
7月28日	地域福祉講演会	場所：レクレセンター 講師：川崎医療福祉大学 新井 宏 先生 テーマ：「住民の新しい支え合いを求めて － 地域福祉活動計画の意義 －」
8月上旬～ 9月上旬	社協事業整理・分析	対象：社協実施各事業 方法：各事業担当者が整理・分析シートを記入し各事業の課題を整理
8月17日	第2回 作業部会	1. 事務局による先進地視察の報告 2. 各種ニーズ調査結果報告 3. 第1次課題整理について 4. 地域座談会について
8月21日	第2回 策定委員会	1. 事務局による先進地視察の報告 2. 各種ニーズ調査結果及び第1次課題整理 3. 作業部会での検討事項(案)について 4. 地域座談会について

月 日	項 目	内 容
8月下旬～ 9月上旬	市ヒアリング調査	対象：市福祉関連6部署 方法：事前に調査項目を示したシートを配布・回収し、回答結果をもとにインタビュー調査を実施
9月28日	第3回 作業部会	1. 地域座談会について 2. 課題整理について
10月中	地域座談会	対象：市内11地区 場所：各地区市民センター等 内容：カードワークにより地域の課題や住民の取り組み等について検討
10月26日	第4回 作業部会	1. 地域座談会について 2. 課題整理と推進目標の設定について
11月25日	第3回 策定委員会	1. 地域座談会について 2. 課題整理シートについて 3. 今後の策定作業について
1月22日	第5回 作業部会	1. 基本目標・活動目標の設定について 2. 具体的な活動や実施事業について
2月9日	第6回 作業部会	1. 基本理念について 2. 具体的な活動や実施事業について
3月3日	第4回 策定委員会	1. 基本理念について 2. 基本目標・活動目標・具体的な活動や実施事業について

平成 22 年度

月 日	項 目	内 容
9月30日	第1回 東児地区策定・ 推進委員会	1. 社会福祉協議会からの説明 2. 地区計画推進体制について
10月26日	第2回 東児地区策定・ 推進委員会	1. 解決すべき課題の抽出について
11月10日	第7回 作業部会	1. 計画素案について 2. パブリックコメントの実施について
11月17日	第3回 東児地区策定・ 推進委員会	1. 理念（目指す地域の姿）について

月 日	項 目	内 容
12月1日	第5回 策定委員会	1. 計画素案について 2. パブリックコメントの実施について
12月14日	第4回 東児地区策定・ 推進委員会	1. 取り組みの検討について
1月20日	第5回 東児地区策定・ 推進委員会	1. 取り組みの年次計画について 2. 計画の推進体制について
2月1日	パブリックコメント	実施期間（2月1日～2月10日）
2月16日	第6回 東児地区策定・ 推進委員会	1. 計画の推進体制（地区社協）について 2. 活動計画の取りまとめについて
2月下旬	第7回 東児地区策定・ 推進委員会（書面審議）	1. 東児地区福祉活動計画案について
3月中旬	第8回 作業部会 （書面審議）	1. 計画案について
3月中旬	第6回 策定委員会 （書面審議）	1. 計画案について

4 用語解説

インフォーマル(サービス)

非公式的などという意味。社会資源としては、家族、親戚、近隣、友人・同僚、ボランティアなどが該当する。

介護保険法

要介護者等について介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定めることを目的とする法律。(平成 12 年 4 月 1 日施行)

ケアマネジャー

介護保険サービスの居宅介護支援を行う介護支援専門員のこと。

国勢調査

日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年から5年毎に10月1日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査のこと。

自立支援医療

精神疾患で通院している人が安定して治療を受けることができるように、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費の自己負担が軽減される制度。障害者自立支援法の施行により、更正医療・育成医療・精神通院医療の制度が「自立支援医療制度」として統合された。

社会福祉法

日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象者別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。平成 12 年 6 月 7 日に施行された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」により、社会福祉事業法から題名改正。

障害区分認定

障害者自立支援法に基づき、身体、知的、精神の各障害者に必要な介護の時間を統一の基準で算定し、「非該当」、「区分 1」から「区分 6」まで 7 段階に分ける制度。区分に応じて、受けられる福祉サービスが決まる。

障害者自立支援法

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする法律。(平成 18 年 4 月 1 日施行)

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき手帳が交付される。最高度は 1 級で障害を複数抱える場合は各部位ごとに個別の等級がつき、その合計で手帳等級が決定する。1 級と 2 級は重度（特別障害者）、3 級以下は中度・軽度（一般障害者）に区別される。（肢体不自由には等級上 7 級がある）

スーパーバイズ

管理する、監督するという意味。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき手帳が交付される。障害の重い順に 1 級、2 級、3 級がある。

地域包括支援センター

主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が高齢者の総合相談機能をはじめ、介護予防事業、総合的・包括的なケアマネジメント、権利擁護事業を行う機関のこと。

フォーマル(サービス)

公式的などという意味。社会資源としては、行政、社会福祉法人、医療法人、企業、NPO などが該当する。

福祉八法の改正

1980年代に入り、戦後の社会福祉体制の見直しとそれともなう法律改正が徐々に進み、その集大成として「老人福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉関係八法が改正され、新しい仕組みへと転換が迫られたこと。

福祉八法とは、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、母子及び寡婦福祉法、高齢者の医療の確保に関する法律（老人保健法）、社会福祉法を指す。

民生委員児童委員

地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。民生委員は民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、また、児童福祉法により児童委員を兼ねる。

療育手帳

療育手帳制度要綱（「療育手帳制度について」昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生省事務次官通知）に基づき手帳が交付される。障害の程度によりA（最重度及び重度）B（中度及び軽度）の区分がある。

NPO

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のこと。平成10年に法人格の付与し活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立した。